

令和7年第1回（2月招集）

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	6
議案第 1 号	袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例の制定について	1 4
議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 7
議案第 3 号	袖ヶ浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について	2 3
議案第 4 号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 8
議案第 5 号	袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
議案第 6 号	袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 0
議案第 7 号	袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
議案第 8 号	袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 4
議案第 9 号	袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3 6
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 7
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 1
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
議案第 1 3 号	袖ヶ浦市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	4 6
議案第 1 4 号	袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
議案第 1 5 号	市道路線の認定について	4 8
議案第 1 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 1 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊

議案番号	件 名	頁
議案第 1 9 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 0 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 1 号	令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計予算	別冊
議案第 2 2 号	令和 7 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 2 3 号	令和 7 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 2 4 号	令和 7 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 2 5 号	令和 7 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算	別冊
議案第 2 6 号	教育長の任命について	5 5
議案第 2 7 号	農業委員会委員の任命について	5 6
議案第 2 8 号	農業委員会委員の任命について	5 7
議案第 2 9 号	農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 3 0 号	農業委員会委員の任命について	5 9
議案第 3 1 号	農業委員会委員の任命について	6 0
議案第 3 2 号	農業委員会委員の任命について	6 1
議案第 3 3 号	農業委員会委員の任命について	6 2
議案第 3 4 号	農業委員会委員の任命について	6 3
議案第 3 5 号	農業委員会委員の任命について	6 4
議案第 3 6 号	農業委員会委員の任命について	6 5
議案第 3 7 号	農業委員会委員の任命について	6 6
議案第 3 8 号	農業委員会委員の任命について	6 7

議案番号	件 名	頁
議案第 3 9 号	農業委員会委員の任命について	6 8
議案第 4 0 号	農業委員会委員の任命について	6 9
議案第 4 1 号	農業委員会委員の任命について	7 0
議案第 4 2 号	農業委員会委員の任命について	7 1
議案第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度袖ヶ浦市 一般会計補正予算（第 8 号））	7 2
報告第 1 号	専決処分の報告について	資料 省略

令和7年第1回（2月招集） 袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第1号	袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例の制定について （主な内容） 犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものである。 施行日 令和7年4月1日	企画政策部
議案 第2号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について （主な内容） 刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係する条例の整理を行うため、条例を制定しようとするものである。 施行日 刑法等の一部を改正する法律の施行の日	総務部
議案 第3号	袖ヶ浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和7年4月1日	総務部
議案 第4号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 職員の不祥事等により、市民の行政に対する信頼が著しく損なわれたことに対して、市長及び副市長の給料の減額をもって引責するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和7年4月1日	総務部
議案 第5号	袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） 緊急消防援助隊として出動した場合等の手当を新設するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日	総務部

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 6 号	袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	総務部
議案 第 7 号	袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等の措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日ほか	総務部
議案 第 8 号	袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 地方公務員法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、引用している条項等を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	総務部
議案 第 9 号	袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 市長が行う予防接種による健康被害に係る調査において、高度な専門的知見や多角的な視点から判断する必要があることから、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	市民子育て部
議案 第 10 号	袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、連携施設の確保の基準及び食事の提供の特例に係る規定等が見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	市民子育て部

議案番号	件 名 等	関係部等					
議案 第 1 1 号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、連携施設の確保の基準及び経過措置について見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	市民子育て部					
議案 第 1 2 号	袖ヶ浦市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 平均寿命の延伸による長寿に対する社会の認識の変化などの状況を踏まえ、長寿祝金の受給資格及び祝金の額を見直すため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	福祉部					
議案 第 1 3 号	袖ヶ浦市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 開発行為の許可に関する事務の権限移譲等を踏まえ、都市建設部の組織改正及び所掌事務の変更を行うことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 4 月 1 日	都市建設部					
議案 第 1 4 号	袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 7 年 6 月 1 日	都市建設部					
議案 第 1 5 号	市道路線の認定について (主な内容) 宅地開発事業により築造された道路を市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部					
議案 第 1 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算 (第 9 号)						
	(主な内容)						
	<table> <tr> <th>補正後 予算額</th><th>補正前 予算額</th><th>予算額の増減</th></tr> <tr> <td>3 1 7 億 2 千 8 2 9 万 2 千円</td><td>3 1 7 億 1 千 6 3 万円</td><td>1 千 7 6 6 万 2 千円</td></tr> </table>	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	3 1 7 億 2 千 8 2 9 万 2 千円	3 1 7 億 1 千 6 3 万円	1 千 7 6 6 万 2 千円
補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減					
3 1 7 億 2 千 8 2 9 万 2 千円	3 1 7 億 1 千 6 3 万円	1 千 7 6 6 万 2 千円					

議案番号	件 名 等				関係部等
議案 第 1 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） （主な内容）				市民子育て 部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減		
	6 1 億 1 千 9 7 1 万 4 千 円	6 1 億 1 千 7 8 4 万 3 千 円	1 8 7 万 1 千 円		
議案 第 1 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） （主な内容）				市民子育て 部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減		
	9 億 3 千 7 6 2 万 5 千 円	9 億 3 千 1 1 0 万 3 千 円	6 5 2 万 2 千 円		
議案 第 1 9 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） （主な内容）				福祉部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減		
	5 0 億 2 千 8 6 4 万 5 千 円	5 1 億 4 7 8 万 4 千 円	△ 7 千 6 1 3 万 9 千 円		
議案 第 2 0 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 3 号） （主な内容） 補正後の収益的支出予定額 補正前の収益的支出予定額 1 5 億 9 千 5 2 0 万円 1 6 億 2 千 2 9 2 万 8 千 円 予定額の増減 △ 2 千 7 7 2 万 8 千 円 補正後の資本的支出予定額 補正前の資本的支出予定額 8 億 1 千 7 3 4 万円 8 億 4 千 6 6 9 万 1 千 円 予定額の増減 △ 2 千 9 3 5 万 1 千 円				都市建設部
議案 第 2 1 号	令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計予算 （主な内容）				財政部
	7 年度当初予算	6 年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	3 0 1 億 9 千万円	2 9 6 億 5 千万円	1.8%	5 億 4 千万円	
議案 第 2 2 号	令和 7 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算 （主な内容）				市民子育て 部
	7 年度当初予算	6 年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	5 9 億 7 千 3 0 0 万円	6 1 億 1 千 2 0 0 万円	△ 2.3%	△ 1 億 3 千 9 0 0 万円	
議案 第 2 3 号	令和 7 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算 （主な内容）				市民子育て 部
	7 年度当初予算	6 年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	9 億 4 千 9 0 0 万円	9 億 3 千 3 0 0 万円	1.7%	1 千 6 0 0 万円	

議案番号	件 名 等				関係部等
議案 第 2 4 号	令和 7 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算 (主な内容)				福祉部
	7 年度当初予算	6 年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	5 2 億 1 千 1 0 0 万円	4 9 億 6 千 4 0 0 万円	5.0%	2 億 4 千 7 0 0 万円	
議案 第 2 5 号	令和 7 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算 (主な内容) (1) 収益的支出				都市建設部
	7 年度当初予算	6 年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	1 5 億 6 千 5 2 8 万 8 千円	1 6 億 2 千 1 0 0 万円	△ 3.4%	△ 5 千 5 7 1 万 2 千円	
	(2) 資本的支出				
	7 年度当初予算	6 年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	9 億 1 千 3 4 9 万 2 千円	8 億 4 千 5 0 0 万円	8.1%	6 千 8 4 9 万 2 千円	
議案 第 2 6 号	教育長の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市教育委員会教育長鵜田道雄氏が令和 7 年 3 月 1 2 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。				総務部
議案 第 2 7 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員石渡正明氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。				環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 2 8 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員注連野千佳代氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。				環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 2 9 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員渡邊美代子氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。				環境経済部 農業委員会 事務局

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 3 0 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員高橋広幸氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 1 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに長島正人氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 2 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに倉田一夫氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 3 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに浦野和幸氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 4 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに笹生篤氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 5 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに柴寄正博氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 6 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに山田一宏氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 3 7 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに吉田悟氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 8 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに藤城安男氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 3 9 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに鈴木昭雄氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 4 0 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに切替絵美氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 4 1 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに泉類岩男氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局
議案 第 4 2 号	農業委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに石川和利氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。	環境経済部 農業委員会 事務局

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 8 号）） （主な内容） 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施するに当たり、住民税非課税世帯への緊急支援として早急に支援金を給付するための経費について、予算の補正が必要となり、特に緊急を要したため令和 7 年 1 月 1 0 日に専決処分したものである。	財政部
報告 第 1 号	専決処分の報告について （主な内容） 専決第 4 号 児童扶養手当の支払遅延による損害賠償の額の決定について 1 損害賠償の相手方 個人 2 市の損害賠償の額 1 1 6 , 9 4 0 円	市民子育て部

議案第 1 号資料

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例の概要説明

1 条例制定の背景

誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）となる可能性があり、犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、精神的にも、経済的にも困難に直面することが多く、十分な支援を受けられず、社会において孤立することも少なくない状況です。このような現実に対し、犯罪被害者等の視点に立ち、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて、国は平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）を制定し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを規定するとともに、地方公共団体においても地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を規定しました。

千葉県においては、地域住民にとって最も身近である市町村のサポートとともに、全ての県民が犯罪被害者等に対する支援の必要性を十分に理解し、深めていくことにより支援の充実を図り、また、必要な支援を受けることができる総合的な支援体制を県内に構築していくため、令和 3 年 3 月に千葉県犯罪被害者等支援条例（令和 3 年千葉県条例第 14 号）を制定し、関係機関等と連携した犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進しております。

現在、本市では犯罪被害者等からの相談窓口を設置していますが、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう支援するためには、地域全体で理解を深め、犯罪被害者等を支える地域の社会づくりを推進することが重要です。そのため、本市としても、犯罪被害者等に寄り添った施策を継続的・安定的に講じるよう対応していく必要があります。

2 条例制定の目的

本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものです。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 近隣市等の状況

千 葉 県：千葉県犯罪被害者等支援条例（令和 3 年 4 月 1 日施行）

木更津市：令和 7 年 3 月議会上程予定（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）

君 津 市：令和 7 年 3 月議会上程予定（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）

富 津 市：令和 7 年 3 月議会上程予定（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）

※県内 15 市町にて制定済

5 条例における基本的事項

第 1 条（目的）

この条例の目的について規定するものです。

第 2 条（定義）

この条例における用語の意義について規定するものです。

第 3 条（基本理念）

犯罪被害者等の支援に当たっての基本理念について規定するものです。

第 4 条（市の責務）

市の責務について規定するものです。

第 5 条（市民等の責務）

市民等の責務について規定するものです。

第 6 条（事業者の責務）

事業者の責務について規定するものです。

第 7 条（相談及び情報の提供等）

市において、相談や情報の提供等を行うことについて規定するものです。

第 8 条（市民等及び事業者の理解促進）

市において、市民等及び事業者の理解促進を行うことについて規定するものです。

第 9 条（日常生活の支援）

市において、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、必要な支援を行うことについて規定するものです。

第 10 条（見舞金の支給）

市において、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害を受けた者又はその遺族に対し見舞金を支給することについて規定するものです。

第 11 条（転居費用の助成）

転居費用の助成について規定するものです。

第 12 条（支援の制限）

犯罪被害者等の支援を行わないことができることについて規定するものです。

第 13 条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

附則

この条例の施行日について令和 7 年 4 月 1 日と規定するものです。

第1条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(期末手当) 第21条 (略) 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略)	(期末手当) 第21条 (略) 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略)

2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
--	---

第2条 袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)

第3条 袖ヶ浦市環境条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(罰則) 第59条 第40条第1項、第44条第1項、第2項若しくは第4項又は第48条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第59条 第40条第1項、第44条第1項、第2項若しくは第4項又は第48条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 (袖ヶ浦市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 第1項に規定する者又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例第2条第6号に規定する旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第33条に規定する個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 第1項に規定する者又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 (略)	附 則 (袖ヶ浦市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 第1項に規定する者又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例第2条第6号に規定する旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第33条に規定する個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 第1項に規定する者又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 (略)

第5条 袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(屋外保管事業場の許可等) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号(第2項に規定する更新の場合にあっては、第1号及び第2号)のいずれにも適合していると認める ときでなければ、第1項の許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア・イ (略) ウ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ～ス (略) (3) (略) 6～8 (略) (罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) (略) 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(屋外保管事業場の許可等) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号(第2項に規定する更新の場合にあっては、第1号及び第2号)のいずれにも適合していると認める ときでなければ、第1項の許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア・イ (略) ウ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ～ス (略) (3) (略) 6～8 (略) (罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) (略) 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

第1条 袖ヶ浦市税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同

じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続におけ

じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)	る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略)
---	---

第2条 袖ヶ浦市都市計画税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1～2の2 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) (略) 4～16 (略)	附 則 1～2の2 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) (略) 4～16 (略)

第3条 袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1～11 (略) <u>12 市長及び副市長の給料月額を支給に当たっては、市長の場合にあつては令和7年4月1日から同年5月31日までの間、副市長の場合にあつては同年4月1日から同月30日までの間、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。</u>	附 則 1～11 (略)

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改 正 後					現 行				
別表第2（第9条関係）					別表第2（第9条関係）				
区分	種類			手当の額	区分	種類			手当の額
略	略				略	略			
4 危険作業に従事する職員の特殊勤務手当	略				4 危険作業に従事する職員の特殊勤務手当	略			
	(3) 災害	消防組織法		840		(3) 災害応急作業手当			500
	応急作業手当	（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務及びこれに類すると市長が認める業務に従事したとき		（大規模な災害として市長が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては1,080、大規模な災害として市長が認める災害かつ市長が著しく危険であると認める区域で行われた作業に従事した場合にあっては2,160）					
		上記以外の業務に従事したとき		500					
略					略				

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する<u>同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第15条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第15条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則

で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

改 正 後	現 行
附 則 (暫定再任用職員の給与に関する経過措置) 第2条 (略) 第3条 令和3年改正法<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与と条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 (略) 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 新給与条例第6条第3項から第10項まで、第11条、第12条_____	附 則 (暫定再任用職員の給与に関する経過措置) 第2条 (略) 第3条 令和3年改正法<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与と条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 (略) 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 新給与条例第6条第3項から第10項まで、第11条、第12条、<u>第</u>

_____及び第20条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略) (公益的法人等への派遣等に関する経過措置) 第11条 この条例の規定による改正後の袖ヶ浦市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員には適用しない。	<u>13条</u>及び第20条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略) (公益的法人等への派遣等に関する経過措置) 第11条 この条例の規定による改正後の袖ヶ浦市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員には適用しない。
---	--

袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>(会議)</u> 第4条 委員会<u>の会議</u>は、市長が<u>招集する</u>_____。 <u>2</u> <u>会議の議長は、委員の互選により定める。</u> <u>3</u> (略) <u>(意見の聴取等)</u> 第5条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴き、 <u>又は資料の提出を求めることができる。</u> (委任) 第6条 (略)	第4条 委員会_____は、市長が<u>招集し会議の議長となる。</u> <u>2</u> (略) (委任) 第5条 (略)

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を<u>実施すること。</u> (2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う _____こと。 (2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入

れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等 が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受

けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5・6 (略)	けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5・6 (略)
--	---

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施</u>	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>

すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連支援携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設

____こと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設

の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者 が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

<u>10</u> (略) <u>11</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>8</u> (略) <u>9</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
---	---

袖ヶ浦市長寿祝金条例新旧対照表

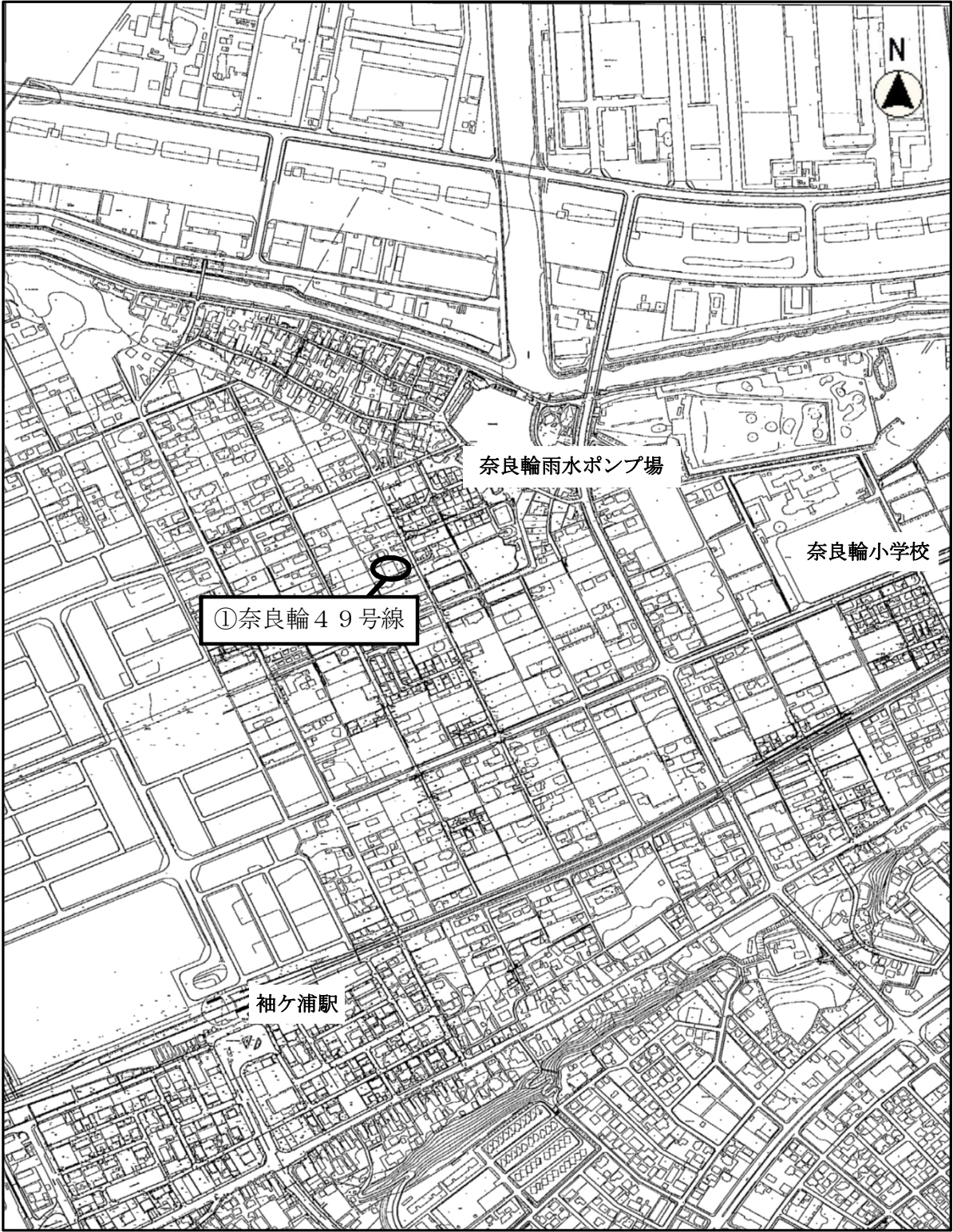
改 正 後	現 行						
(受給資格) 第2条 祝金は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、9月1日現在において、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「受給資格者」という。）に対して支給する。ただし、受給資格者が居所不明その他の事由により、祝金を支給することができない場合は、この限りでない。 (1) 年齢が<u>当該年度内に100歳以上に達する者</u> (2) (略) (祝金の額) 第3条 祝金の額は、<u>1万円とする</u>。	(受給資格) 第2条 祝金は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、9月1日現在において、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「受給資格者」という。）に対して支給する。ただし、受給資格者が居所不明その他の事由により、祝金を支給することができない場合は、この限りでない。 (1) 年齢が<u>満88歳であること又は満99歳以上であること。</u> (2) (略) (祝金の額) 第3条 祝金の額は、<u>次に掲げる区分による。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>満88歳の者</u></td><td><u>20,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>満99歳以上の者</u></td><td><u>30,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	支給額	<u>満88歳の者</u>	<u>20,000円</u>	<u>満99歳以上の者</u>	<u>30,000円</u>
区分	支給額						
<u>満88歳の者</u>	<u>20,000円</u>						
<u>満99歳以上の者</u>	<u>30,000円</u>						

袖ヶ浦市都市計画審議会条例新旧対照表

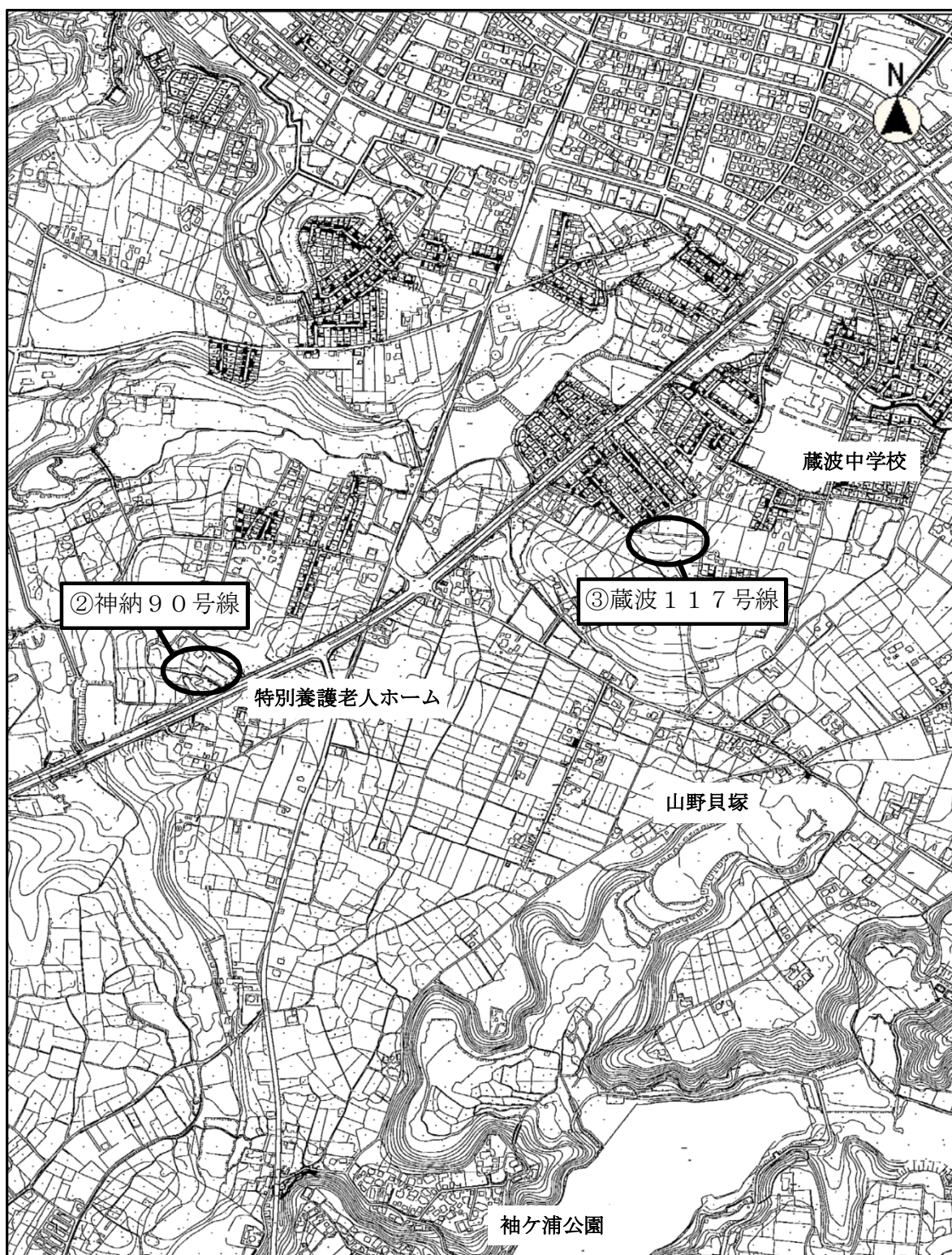
改 正 後	現 行
(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、都市建設部<u>都市計画課</u>において処理する。	(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、都市建設部<u>都市整備課</u>において処理する。

袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表

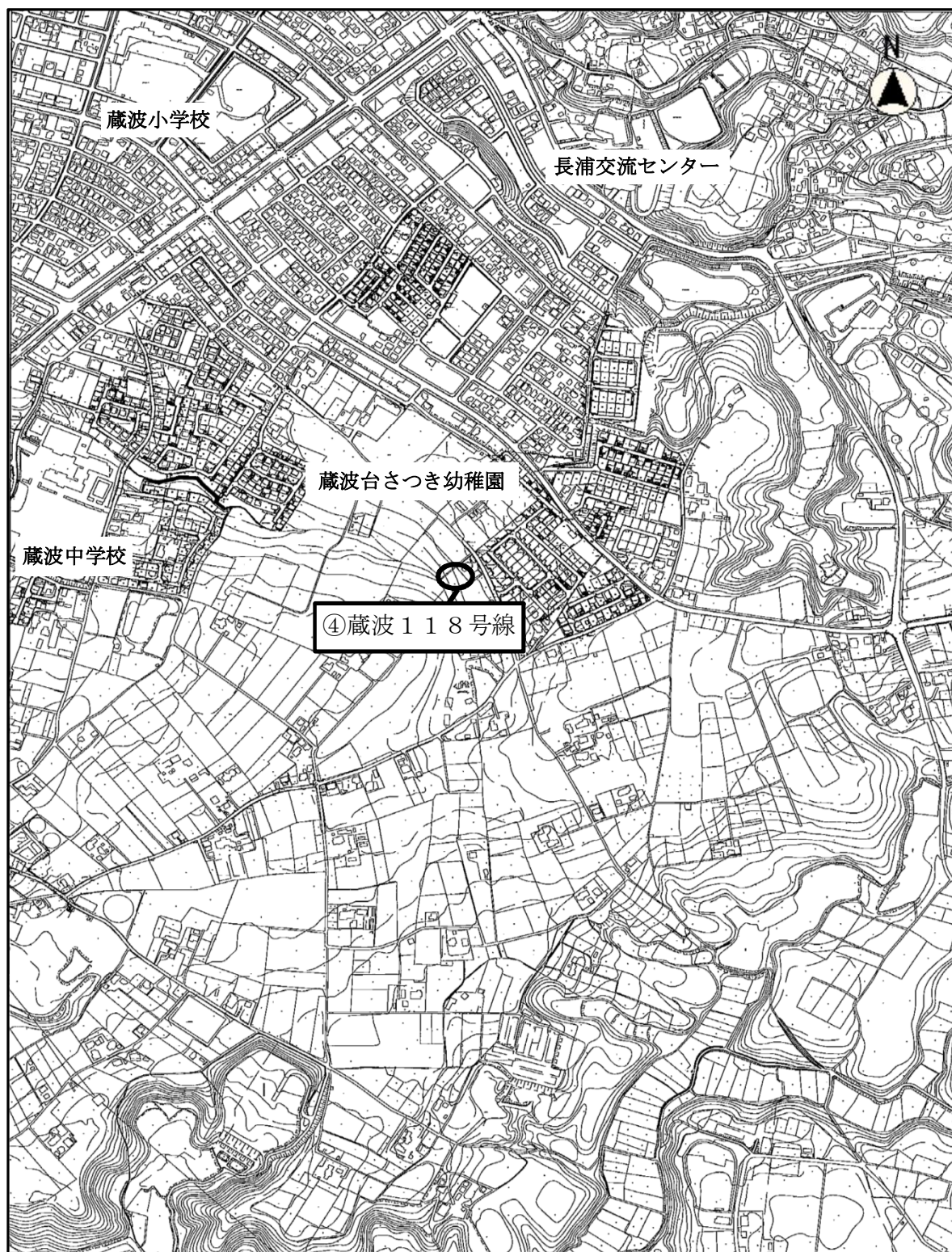
改 正 後	現 行
(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>政令第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<u>政令第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)



No.	路 線 名
①	奈良輪49号線

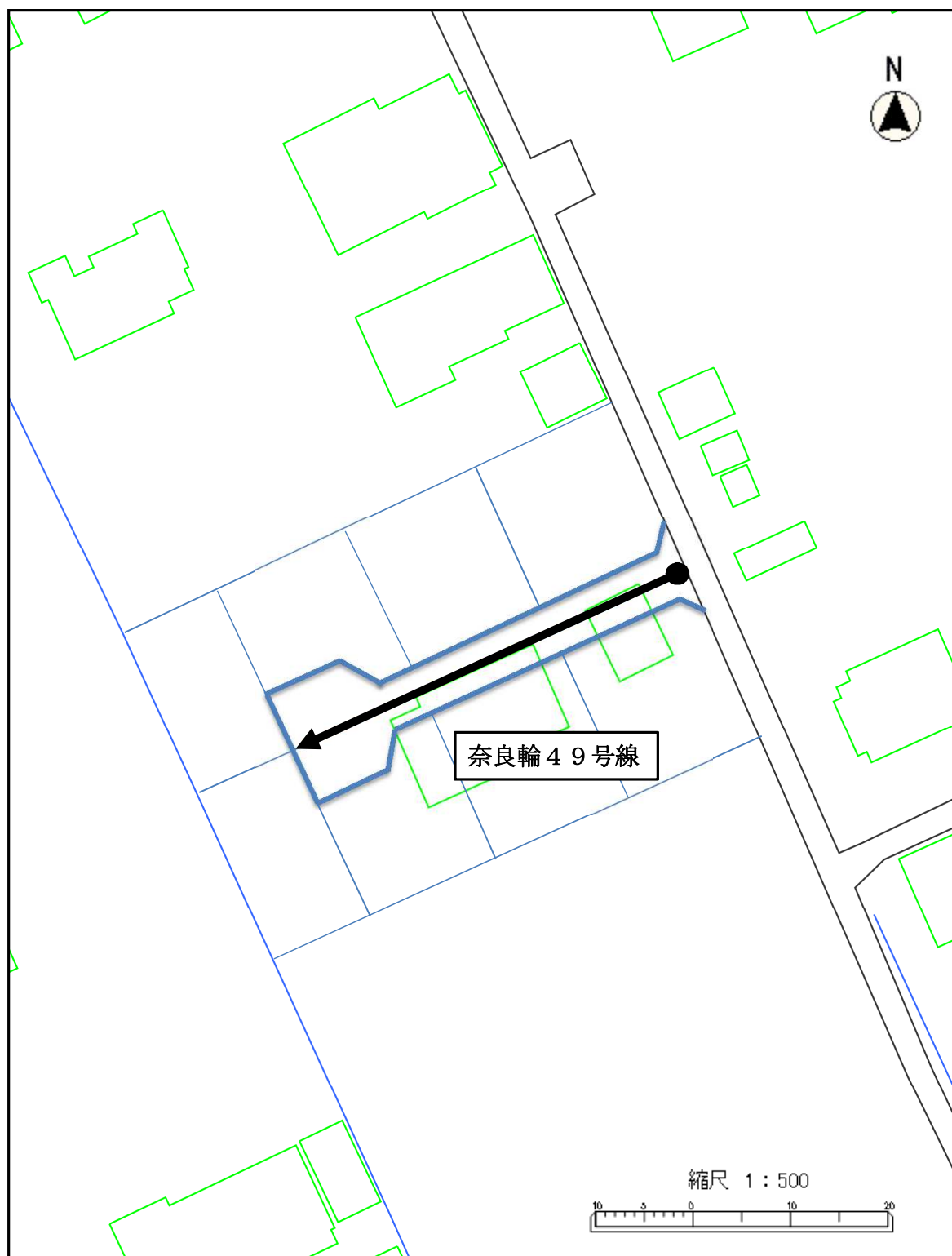


No.	路 線 名
②	神納90号線
③	蔵波117号線



No.	路 線 名
④	蔵波118号線

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
奈良輪49号線	奈良輪字蒲原855番14	40.29m
	奈良輪字蒲原855番8	

位置図



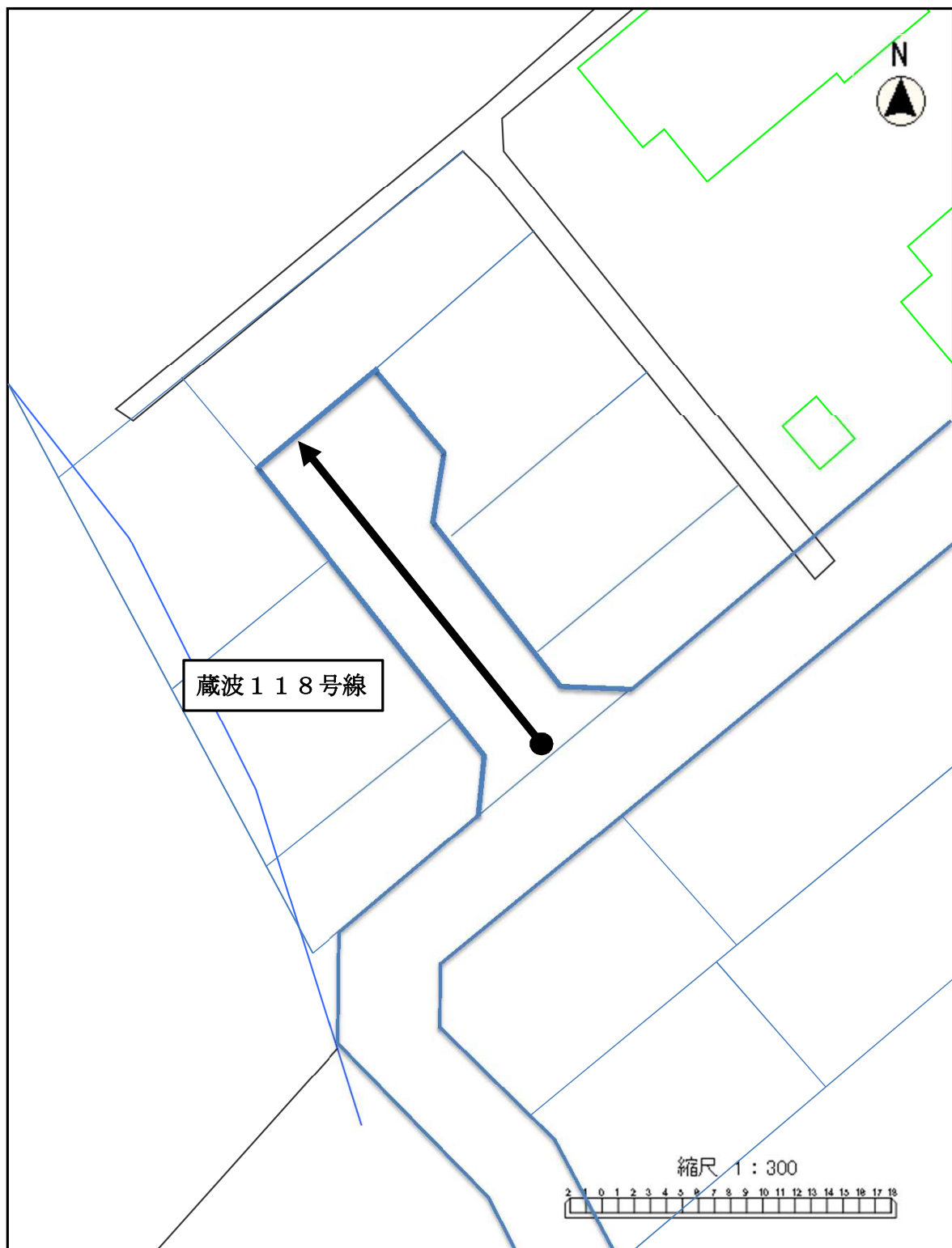
路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
神納90号線	神納字新割2374番10	122.03m
	神納字新割2374番21	

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
蔵波117号線	蔵波字百々目木2910番39	135.65m
	蔵波字百々目木2910番23	

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
蔵波118号線	蔵波字大明神墳2954番60	29.64m
	蔵波字大明神墳2954番71	

鵜 田 道 雄 氏 略 歴

(学 歴)

昭和 58 年 3 月

(職 歴)

昭和 58 年 4 月

平成 2 年 4 月

平成 7 年 4 月

平成 15 年 4 月

平成 19 年 4 月

平成 21 年 4 月

平成 24 年 4 月

平成 25 年 4 月

平成 27 年 4 月

令和 2 年 3 月

令和 2 年 4 月～

令和 6 年 6 月

令和 6 年 7 月

議案第 27 号資料

石 渡 正 明 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

議案第 28 号資料

注 連 野 千 佳 代 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

(就農状況)

議案第 29 号資料

渡 邊 美 代 子 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

(就農状況)

議案第 3 0 号資料

高 橋 広 幸 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

(就農状況)

議案第 3 1 号資料

長 島 正 人 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

議案第 3 2 号資料

倉 田 一 夫 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

議案第 33 号資料

浦 野 和 幸 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

議案第 3 4 号資料

笹 生 篤 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

議案第 3 5 号資料

柴 寄 正 博 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

(就農状況)

議案第 3 6 号資料

山 田 一 宏 氏 略 歴

(学 歴)

(就農状況)

議案第 37 号資料

吉 田 悟 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(その他の経歴)

(就農状況)

議案第 3 8 号資料

藤 城 安 男 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

議案第 39 号資料

鈴木昭雄氏略歴

(学歴)

(職歴)

(就農状況)

議案第 4 0 号資料

切 替 絵 美 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

議案第 4 1 号資料

泉 類 岩 男 氏 略 歴

(学 歴)

(職 歴)

(就農状況)

議案第 4 2 号資料

石 川 和 利 氏 略 歴

(学 歴)

(その他の経歴)

(就農状況)

令和 6 年 度

袖ヶ浦市一般会計補正予算
(第 8 号) に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	5,418,824	209,515	5,628,339
歳入合計		31,501,115	209,515	31,710,630

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	13,032,745	209,515	13,242,260	209,515				
歳出合計	31,501,115	209,515	31,710,630	209,515				

2 歳 入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	780,645	209,515	990,160	1 総務管理費補助金	209,515	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (令和 6 年度 経済対策等) 209,515
計	1,613,244	209,515	1,822,759			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	1,793,540	209,515	2,003,055	209,515				1 報酬	833	一般職人件費 非課税世帯物価高騰緊急支援給付 金事業

給 与 費 明 細 書

一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1,075 (501)	523,377	2,377,230	2,261,984	5,162,591	899,580	6,062,171
補 正 前	1,074 (500)	522,544	2,377,230	2,261,093	5,160,867	899,580	6,060,447
比 較	1 (1)	833		891	1,724		1,724

()内は、再任用職員及び会計年度任用職員の職員数。ただし、内数である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	57,277	302,639	47,923	6,070	167,693	1,021	10,068
	補 正 前	57,277	302,639	47,923	6,070	166,802	1,021	10,068
	比 較					891		

休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
37,218	77,166	666,721	540,806	265,007	37,855	43,000	1,520
37,218	77,166	666,721	540,806	265,007	37,855	43,000	1,520

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	606 (32)	2,220,428	2,007,838	4,228,266	772,814	5,001,080
補 正 前	606 (32)	2,220,428	2,006,947	4,227,375	772,814	5,000,189
比 較			891	891		891

()内は、再任用職員の職員数。ただし、内数である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	57,277	284,049	43,660	6,070	164,215	1,021	10,068
	補 正 前	57,277	284,049	43,660	6,070	163,324	1,021	10,068
	比 較					891		

休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
37,218	77,166	551,969	444,408	248,882	37,855	42,460	1,520
37,218	77,166	551,969	444,408	248,882	37,855	42,460	1,520

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	469	523,377	156,802	254,146	934,325	126,766	1,061,091
補 正 前	468	522,544	156,802	254,146	933,492	126,766	1,060,258
比 較	1	833			833		833

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手当(千円)	時間外勤務 手当(千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手当(千円)	休 日 勤 務 手当(千円)
	補 正 後	18,590	4,263		3,478			
	補 正 前	18,590	4,263		3,478			
	比 較							

期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
114,752	96,398	16,125	540
114,752	96,398	16,125	540

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)		説 明 (千 円)	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	891	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	891	時間外勤務手当の増加分 891	